

西尾市ソーシャルメディア運用ガイドライン

X・FacebookなどのSNSや、価格コム・食べログなどの情報共有サイトに代表されるソーシャルメディアは、住民の生活に非常に身近な情報伝達手段として利用されています。自治体においても、これらのソーシャルメディアを有効活用することで、効果的な情報の伝達を行うことができます。また、こうしたメディアを利用することで、広く意見を聞くことが可能となり、住民と行政が相互理解を得る重要な手段となってきました。

しかし、一方で様々な背景を持つ不特定多数の利用者がアクセスし、一方的な情報発信や匿名による記述なども可能であり、意図しない問題を引き起こし、社会に多大な影響を及ぼすこともあります。ソーシャルメディアを使いこなすには、利用者がその特性や、自らに関わる社会的規範などを理解することが必要となります。

また、職務として市政情報を発信するだけでなく、一個人として立場を明らかにせず発信した場合においても、不適切な記述で行政組織に影響を及ぼすことがあり、場合によっては地方公務員法における信用失墜行為に該当するものとなります。こうした側面を理解し、リスク対策に留意する必要があります。

西尾市では、職員が公私を問わず、ソーシャルメディアを適切に利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにするため、以下のとおり「西尾市ソーシャルメディアガイドライン」を定めます。

1 ソーシャルメディアの範囲

SNSや情報共有サイトなど、インターネット上の電子的技術を用いて利用者が情報発信や相互の情報交換をする手段。西尾市が市民向けに開発するアプリケーションを含む。

2 共通原則

- (1) 地方公務員として自覚と責任を持った発言を行うこと
- (2) 地方公務員法や当ガイドライン、その他の法令、規則などを遵守すること
- (3) 職務上知り得た秘密や個人情報の取り扱いに十分注意すること
- (4) 基本的人権や著作権などを侵害しないよう十分注意すること
- (5) 公序良俗に反した情報発信などを行わないこと
- (6) 情報発信をする際は正確な情報発信に努めること
- (7) 誤解を与えない情報発信に努めること
- (8) 無用なトラブルを避けるため、冷静な対応を心がけること

3 業務利用における遵守事項

- (1) 運営ガイドライン等の利用規約を定めること
- (2) 利用規約には、アカウント名、責任者、運用者、目的、運用方法、禁止事項、免責事項、その他必要な事項を定め、運用に際してはそれらを遵守すること
- (3) コメントなどへの基本的な対応について定めること
- (4) パスワードなどは厳重に管理すること
- (5) 西尾市に関する重要な記述などを発見した際は所属長へ報告し、対応について指示を仰ぐこと。担当者個人の判断による安易な対応は避けること。
- (6) なりすましや乗っ取りが疑われる場合は所属長へ報告し、被害を最小限に抑えるため、速やかにアカウントの凍結や注意喚起の投稿などの対応をすること

4 私的利用における遵守事項

- (1) ソーシャルメディア上で、職務内容や行政に関しての意見などを公開する際は身元を明らかにし、免責文などを記載すること（文例：投稿内容は私個人の意見であり、西尾市の見解を代表するものではありません）。
また、それらの措置をした上でも、その発言について責任を負うことになる場合があることを理解した上で情報発信をすること
- (2) 発言の自由、思想の自由は尊重されるが、地方公務員として誠実で良識ある言動を心がけること
- (3) 無用なけんかの売り買いをせず、冷静な対応を心がけること
- (4) 職務上知り得た秘密や西尾市のセキュリティに関する情報などを発信しないこと
- (5) 業務中の私的利用は厳に慎むこと
- (6) 職務上の立場を利用しソーシャルメディア上の交流などを強要する行為はパワーハラスメントに該当するため行わない

5 附則

令和 2年 6月23日制定

令和 5年11月28日改定